

日本大学三軒茶屋キャンパスFD委員会内規

令和3年3月26日制定

令和3年4月1日施行

(設置)

第1条 日本大学三軒茶屋キャンパス（以下「キャンパス」という）に、危機管理学部長及びスポーツ科学部長（以下「学部長」という）の諮問機関として、FD委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、キャンパスのファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という）を推進するとともに、キャンパス内部質保証委員会と連携し、本学の教育の質的向上に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、危機管理学部及びスポーツ科学部（以下「学部」という）のFDに係る次の各号に掲げる事項につき審議答申する。

- ① 学内外のFD情報の収集及び調査並びにFD推進に関する事項
- ② 授業改善のための基本方針の策定に関する事項
- ③ 教員に対する研修会、講習会及び講演会等に関する事項
- ④ 教員の教授活動のための相互研鑽の実施に関する事項
- ⑤ 教員の教育・研究業績評価方法に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げる事項について必要な調査等に関する事項
- ⑦ その他FDに関する事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の者をもってこれを構成する。

- ① 委員長
 - ② 副委員長
 - ③ 学部長が推薦する者若干名
- 2 委員会に、幹事を置くことができる。
- 3 委員会構成員及び幹事は学部長が委嘱する。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(委員会の招集・定足数)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第6条 委員長、副委員長、委員及び幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充の委員及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員及び委員以外の者から、学部長の承認を得て委員長が委嘱する。

(所管)

第8条 委員会に関する事務は、教学サポート課が行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。